

議員提出議案第3号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年12月22日提出

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 尼崎市議会議員 | 安 | 浪 | 順 | 一 |
| 同 | 光 | 本 | 圭 | 佑 |
| 同 | 別 | 府 | 建 | 一 |
| 同 | 辻 | | 信 | 行 |
| 同 | 西 | 藤 | 彰 | 子 |
| 同 | 長 | 崎 | く | み |
| 同 | 松 | 岡 | 洋 | 司 |
| 同 | 西 | 田 | 兼 | 治 |
| 同 | 池 | 田 | り | な |
| 同 | 寺 | 井 | 大 | 地 |
| 同 | 田 | 中 | 淳 | 司 |
| 同 | 迫 | 田 | 敬 | 一 |

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和31年尼崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第9項を付則第10項とし、付則第6項から第8項までを1項ず
つ繰り下げ、付則第5項の前の見出しを削り、同項を付則第6項とし、
同項の前に見出しとして「（期末手当の額の特例）」を付し、付則第4
項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（議員報酬の額の特
例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 令和4年1月1日から同年3月31日までの間に限り、第2条第1
項の規定の適用については、同項中「797,000円」とあるのは
「797,000円に100分の80を乗じて得た金額」と、「71

7,000円」とあるのは「717,000円に100分の80を乗じて得た金額」と、「640,000円」とあるのは「640,000円に100分の80を乗じて得た金額」とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の1項を加える。

- 11 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年尼崎市条例第 号）の施行の日から令和7年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の167.5を乗じて得た額に100分の95」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。